

あるべき税制に関する委員会

あるべき税制委員会（第5回）の様様

2月14日、経団連会館にて第4回の「あるべき税制委員会」が開催されました。今回は、小畑委員より、「税務業務の事務処理稼働面等の問題点」と題する問題提起を頂き、その後質疑応答に入りました。

小畑報告は、次の通りです。（資料別添）

- ・ 連結納税制度や外形標準課税の導入、会計基準の見直し等により企業の税務処理事務は大幅に増加・複雑化した。
- ・ 毎年度の税制改正において、税制の原則である「簡素の原則」に基づく税制見直しを行なうべきである。それは企業コストの削減だけでなく、税務執行コストも引き下げることになる。
- ・ とりわけ複雑なのは、事業税外形標準課税の事務である。「付加価値割」については、その収益分配額について、把握する数費が多岐に渡り、確定申告書に報酬給与額・労働者派遣、純利子支払い額等の収益分配額の添付が必要なことから、多大なデータの管理が必要。
- ・ 付加価値割の収益分配額は、対象範囲が詳細で多岐にわたり、通常の経営管理上必要となる勘定科目を超えて、作成する必要があるため、膨大な報告書の作成稼働が発生している。
- ・ 確定申告書明細書についても、膨大な作業が必要。これらは、単なる課税標準の明細であり、自治体別の課税標準算定の基礎となるものではない（ので、簡素化する余地があると考えられる）。
- ・ 償却資産に対する固定資産税も問題が多い。とりわけ、償却計算が会計・税務(国税)と異なるため、改めて償却資産の評価のための計算ソフトが必要となり、事務手間がかかっている。
- ・ そのほかに、事業所税も、従業者割額の課税標準の計算に、膨大な事務コストがかかっている。そもそもこの税の課税根拠ははっきりしない。
- ・ そこで、シェアードサービス会社を設立し、グループ会社の決算・税務等の経理業務を効率化することを考えているが、申告書事態の作成等については、税理士包括的所得税の制約がある。この点、企業による税理士法人の設立を可能にすることや、グループ会社に限定して、申告書の作成や税務調査の対応業務の実施を認めることといった規制緩和的な法改正が行なわれれば望ましいと考えている。

これに対して次のような質疑応答がありました。

- ・ シェアード会社と税理士法との線引きは微妙なところ。
- ・ 他方で、大手税理士事務所の実態は、特定の会社と密接につながっており、現行税理士法の精神は必ずしも絶対なものとはなっていない。

あるべき税制に関する委員会

- ・ 現行地方税には、法人2税のほかにも、事業所税といった理不尽な税制が残っており、抜本的改革の際に、廃止を含めた議論をすべきである。
- ・ 事業所税は、事実上追出し税となっており、問題が多い。
- ・ 加算型付加価値税は、シャウブ勧告以来のものだが、事務コスト、国境調整を考えると、控除型付加価値税にすべきではないか。米国税制改革案は、この考え方にもとづいた国境調整の伴う付加価値税を提言している。
- ・ 帳票は、税務署に提出するというより、保存だけすればよいという方式に改めることも検討してはどうか。
- ・ 県税と市町村税の連携の悪さも問題。企業は、県に支払い、あとは県が市町村に分割・納付するといった税制は考えられないか。道州制をにらんでの話でもある。
- ・ 抜本的税制改革の際、地方の法人に関する税制の整理・再編を行なうべきである。これを忘れると、平時の改正では取り上げられにくい。

報告の内容及び資料等につきましては、会員限定メールマガジン「日本租税総合研究所 あるべき税制に関する委員会・国際課税委員会レポート」で紹介されております。